

親子近居同居促進マイホーム取得補助制度を開始します

河内長野市では、「親子近居同居促進マイホーム取得補助制度」を、平成29年度から3年間の社会実験として開始しました。

この制度は、平成29年4月1日以降に、市内で新たに住宅借入金（住宅ローン）を利用して住宅を取得した世帯で、親世帯が市内に在住し、小学生未満（就学前）の子どもがいる世帯又は夫婦共に40歳未満の夫婦で子どもがいない世帯に対して、持家取得の諸費用の一部を補助するものです。

人口減少の著しい本市において、若年層の転入・定住及び親子世代間の相互扶助を促進し、子育て世帯又は若年夫婦世帯が安心して出産・育児ができる住環境の創出と活力ある地域社会を築くことを目的としています。

平成26年度から平成28年度まで実施しておりました「子育て・若年夫婦マイホーム取得補助」では、「小学生未満（就学前）の子どもがいる夫婦の世帯又は夫婦共に40歳未満の夫婦のみの世帯」を補助対象としておりましたが、親子近居同居マイホーム取得補助制度では、「小学生未満（就学前）の子どもがいる世帯又は夫婦共に40歳未満の夫婦で子どもがいない世帯」を補助対象とし、一人親世帯も申請をしてもらえるよう、対象世帯を拡大しています。

また、紀陽銀行と連携し、「ご自身が河内長野市に定住する方」を対象に、「河内長野市定住応援プラン」として、新たな住宅ローン（金利優遇）が開発されました。

商品の内容等の詳細は、紀陽富田林住宅ローンセンター又はお近くの紀陽銀行支店までお問合せください。

問い合わせ 河内長野市都市づくり部都市創生課

☎0721-53-1111



家族の絆 応援します

～平成29年4月1日より受け付けいたします！～

親子近居同居促進マイホーム取得補助制度

- ★補助対象世帯 下記のア又はイに該当する世帯
ア. 申請日現在で、小学生未満（就学前）の子どもがいる世帯
イ. 申請日現在で、夫婦共に40歳未満の夫婦で子どもがいない世帯

- ★補助対象住宅
- ・延べ床面積50㎡以上の住宅
 - ・子世帯の所有権割合が1/2以上の住宅
 - ・住宅ローンを利用して取得した住宅
 - ・平成29年4月1日以降に取得した住宅

親孝行のまち



- ★主な要件
- ・子世帯が補助対象住宅に住民票を置いた時点で、既に親世帯が1年以上市内に居住していること
 - ・子世帯の住宅ローン額の合計が500万円以上であること
 - ・子世帯の世帯員全員が市税の滞納をしていないこと

- ★補助額 最大30万円（下記のとおりになります）

	近居	同居
市内転居	10万円	20万円
市外からの転入	20万円	30万円



※「市外からの転入」…子世帯が、河内長野市外に1年以上在住していたこと
「近居」…子世帯と親世帯が、別々の住宅で河内長野市内に居住すること
「同居」…子世帯と親世帯が、1つの住宅で河内長野市内に居住すること

- ★支払い方法 一回払い

★お問い合わせ先★

河内長野市 都市づくり部 都市創生課 住宅政策係
〒586-8501 河内長野市原町一丁目1番1号

TEL: 0721-53-1111 (代表)